

人口の動き	
人口総数 44,151	転入 145
男 22,054	転出 144
女 22,097	出生65
世帯数 8,344	死亡28
	婚姻56
	離婚2

(昭和34年1月1日現在、住民登録による)



(毎月25日発行)

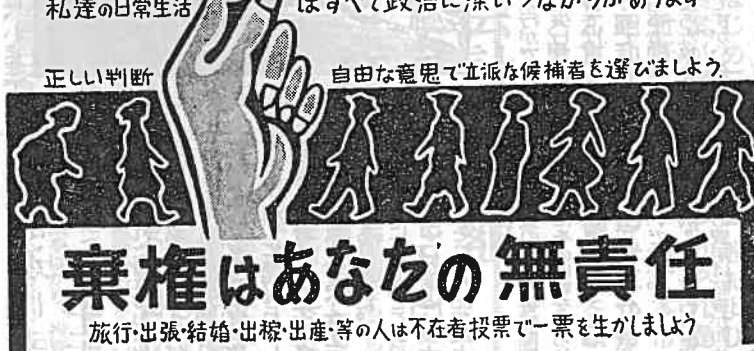
静岡県富士市平垣279番地  
 発行所 富士市役所  
 発行人 富士市長 遠藤 治  
 印刷所 加藤印刷所  
 No. 43  
 昭和34年1月25日発行

### 県知事選挙の日程

静岡県知事選挙は一月二十日に行われ、投票は一月二十五日に行われます。投票所は各市町村に設けられ、投票時間は午前七時から午後七時です。投票料は一人一円です。投票方法は、投票紙に候補者の名前を記入し、封筒に入れて投票箱に入れることです。

## 三十日知事選挙投票日

### この一票に責任を持つ



### 棄権はあなたの無責任

旅行・出張・結婚・出産・産後等の人は不在者投票で一票を生かしましょう

**入場券は届きましたか**  
**忘れずに投票を**  
 投票所への入場券は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。入場券は、投票当日の午前七時から午後七時までの間、投票所へお持ちください。入場券は、投票所へお持ちください。入場券は、投票所へお持ちください。

**候補者名は記載所で**  
**清き一票を投票箱へ**  
 投票紙に候補者の名前を記入し、投票箱に入れてください。投票紙は、投票所へお持ちください。投票紙は、投票所へお持ちください。投票紙は、投票所へお持ちください。

**立会演説会**  
**29日富士市中体育館で**  
 静岡県知事選挙の立会演説会は、一月二十九日午後一時、富士市中体育館で行われます。立会演説会には、候補者だけでなく、関係者も参加することができます。

**昭和33年度基本選挙人名簿決定**  
 選挙人名簿は、一月二十五日現在で確定しました。選挙人名簿は、各市町村に設けられ、投票当日の午前七時から午後七時までの間、投票所へお持ちください。

投票区	区域	登録人員		計
		男	女	
1	滝戸	111	132	243
2	四ツ家、浦町、林町、新町、上町、上中、下中、瀬戸河原、東田、旭町、橋ヶ丘	1,499	1,593	3,092
3	橋下(六軒屋を除く)四丁河原上、四丁河原下、水神	595	606	1,201
4	本市場新田、松本、中島上、中島下、中島神道町、浅間町	864	924	1,788
5	本市場、本州社宅、園久、塔ノ木、川原宿、高島、藤間、南本田、鉄道合宿、平垣四、五味島	1,669	1,781	3,450
6	仙木、平垣一、平垣二、平垣三、本町、中町、十兵衛北、水戸島上(1班14班を除く)橋下(六軒屋のみ)	1,690	1,860	3,550
7	上横瀬、十兵衛南、下横瀬、下横瀬北、上横瀬東芝社宅、東芝寮、大昭和社宅	1,595	1,588	3,183
8	水戸島中、水戸島下、水戸島南町、宮下、水戸島上(1班14班のみ)森島	1,220	1,301	2,521
9	前田、柳島、川成島、藤宮島、新田助六、中丸(12班のみ)	1,345	1,339	2,984
10	中丸(12班を除く)小須、田子、鮫島、前田新田	1,043	1,082	2,125
11	三四軒屋、新浜	440	476	916
合 計		12,071	12,682	24,753

**市外転出者にお願い**  
 一月三十日執行の静岡県知事選挙に、市外に転出された方は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。市外に転出された方は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

**けん銃の発見の方は**  
**必ず届出て下さい**  
 けん銃は、法律で定められた特殊な武器であり、所持には厳格な制限があります。けん銃を所持している方は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

**固定資産税の償却資産申告について**  
 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年一月一日現在において、償却資産を申告する必要があります。償却資産の申告は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

**新入学児童 八八七名**  
 富士市の本年度入学児童は八八七名です。新入学児童の数は、前年度に比べて増加しています。新入学児童の数は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

**松永正名翁 逝去さる**  
 富士市の長老、松永正名翁が、一月二十五日午後五時、自宅で病弱のため逝去されました。松永正名翁の逝去は、富士市に大きな悲しみをもたらしました。

**タバコ消費税は**  
 市税の中約4.9%を占め、市の大きな財源となっています。タバコ消費税は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。



**建築物建築確認申請**  
 建築物を建築する場合は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。建築物の建築確認申請は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

**火災を発見したらいち早く「火事」呼んで下さい**  
 火災を発見したら、いち早く「火事」を呼んでください。火災の発生は、必ず「受付係」に申し出てお持ちください。

口取りは... 職員一同